

第6回教育委員会

平成30年3月14日
午後3時30分
本庁舎地下1階第11共通会議室

議案

議案第23号

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に
関する規則の一部を改正する規則案

議案第23号

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「大阪市立啓発小学校」を「大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校、大阪市立啓発小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（抄）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(6) 省 略

(7) 施設一体型小中一貫校 **大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校**、大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

施設一体型小中一貫校として、大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校（通称、日本橋小中一貫校）について平成31年度から児童生徒の全市募集を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・施設一体型小中一貫校に、大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校を追加する。（第2条第7号）

3 施行期日

平成31年4月1日

【参考】

○大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（抄）

（就学校の指定）

第3条 区長は、区内に住所を有する児童生徒等について、当該児童生徒等の通学区域校を就学校として指定するものとする。ただし、学校選択制を実施する場合及び指定した学校を変更する場合は、この限りでない。

（学校選択制）

第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。

2 省略

（学校選択）

第5条 前条第1項の規定により学校選択制を実施する区においては、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、区長が別に定める学校（以下「選択可能校」という。）のうちから、学校選択することができる。

(1) 区内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、区内に転入した場合及び同一区内において選択可能校が異なる区域に転居した場合は、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

(2)(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、施設一体型小中一貫校を学校選択することができる。

(1) 市内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、市内に転入した場合は、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。

(2)(3) 省略